

呉市議会基本条例

目次

前文

第1章 目的（第1条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第2条 - 第5条）

第3章 市民と議会（第6条 - 第12条）

第4章 議会と市長等（第13条 - 第15条）

第5章 議員間の自由討議等（第16条・第17条）

第6章 委員会（第18条）

第7章 政務調査費（第19条）

第8章 議会及び議会事務局の体制整備（第20条 - 第24条）

第9章 議員の政治倫理，身分及び待遇（第25条 - 第27条）

第10章 議会改革等（第28条 - 第30条）

付則

（前文）

議会は、日本国憲法によって定められた市民を代表する唯一の議事機関であり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項に規定する議決事件にとどまらず、法律に反しない限り、議決すべき事件を定める権限等を有する。

平成12年4月に施行された地方分権一括法により機関委任事務が廃止され、国の地方への関与が大幅に見直された。これにより、地方公共団体は、自らの判断と責任により地域の实情に沿った行政を実践していくこととなり、議会の役割も一層重要なものとなった。

二元代表制の一翼を担う議会は、行政の事務執行を監視する機能と市民の意見を市政に反映させた政策の立案及び提言機能を十分に発揮し、地方公共団体の意思決定機関としての責任を果たさなくてはならない。

そのため、議会は、市民に対して積極的に情報の公開や発信を行うとともに、議会の報告会を始めとした市政への市民参加を推進し、公正・透明で市民に分かりやすい、開かれた議会の実現に今以上に取り組んでいく必要がある。

また、市民から厳粛な信託を受けた議員は、高潔な政治倫理を保持し、不断の自己研さんに努め、自らがくみ上げた市民の意見を議員間において自由に討議することで、市民全体の福祉の向上に資する最良の判断に至るよう、合意形成に努めていかなくてはならない。

呉市を取り巻く環境は、急激かつ斬新に変化しており、迅速・的確・柔軟に対応していくためには、議会及び議員自らが変革していく必要がある。

ここに、呉市議会は、市民と議会の関係や議会と市長の関係、議会運営等に関する基本理念を定めることにより、市民の厳粛な信託にこたえられる議会に進化することを決意し、この条例を制定する。

第1章 目的

（目的）

第1条 この条例は、二元代表制の一翼を担う議会について、活動原則、市民及び市長との関係等の基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく市民

の信託にこたえる議会を実現し、更なる市民福祉の向上と市政の発展に寄与することを目的とする。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 議決責任を深く認識し、市民に対し、説明責任を果たすこと。
- (3) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させること。
- (4) 市民に分かりやすい議会運営を行うこと。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 市民全体の福祉の向上を目指すこと。
- (2) 市民の多様な意見等を的確に把握するよう努めること。
- (3) 自らの資質の向上に努めること。
- (4) 議会が言論の場であること及び合議制の機関であることを認識し、議員相互の自由な討議を積極的に行うこと。

(議長の責務)

第4条 議長は、二元代表制の一翼を担う議会を代表し、中立かつ公正な職務の遂行に努めるとともに、議会の品位を保持し、民主的かつ効率的な議会運営に努めるものとする。

(会派)

第5条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

- 2 会派は、議会運営並びに政策立案及び政策提言(以下「政策立案等」という。)に関し、必要に応じて調整を行い、合意形成に努めるものとする。

第3章 市民と議会

(市民参加)

第6条 議会は、市民に対して積極的にその有する情報を発信し、説明責任を果たすとともに、公聴会制度、参考人制度等を十分に活用し、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

(会議の公開)

第7条 議会は、市民に開かれた議会運営に資するため、会議を原則公開とする。

(情報公開)

第8条 議会は、その透明性を高めるとともに、市民に対する説明責任を果たすため、議会の活動に関する情報を市民に対して積極的に公開する。

(議案に対する賛否の公表)

第9条 議会は、議案に対する議員の賛否の表明を市民に公表するよう努めるものとする。

(議会報告会)

第10条 議会は、市政の諸課題に柔軟に対処するため、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する議会報告会を行うものとする。

(意見提案手続)

第 1 1 条 議会は、市政に関する基本的な政策等の策定に当たり、意見提案手続を行うことができる。

(説明機会の付与)

第 1 2 条 議会は、市民から提出された請願及び陳情を審査する場合において、必要があると認めるときは、提案者の意見を聴く機会を設けることができる。

第 4 章 議会と市長等

(市長等との関係)

第 1 3 条 議会審議においては、議員と市長その他の執行機関及びその職員(以下「市長等」という。)は、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなければならない。

- (1) 議員の市長等に対する質問は、広く市政の課題に関する論点及び争点を明らかにするため、一問一答の方式で行うことができる。
- (2) 市長等は、議員から質問を受けたときは、その論点を整理するため、議長の許可を得て、当該議員に対し、反問することができる。
- (3) 議員は、会議における討議に資するため、市長等に対し、資料の提供を求めることができる。

(論点情報の形成)

第 1 4 条 議会は、提案される重要な政策、施策又は計画等について、議会審議における論点情報を形成し、その政策水準を高めるとともに、議決責任を担保するため、提案者に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 政策等の提案に至った経緯、理由及び背景
- (2) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
- (3) 市民参加の実施の有無とその内容
- (4) 総合計画との整合性
- (5) 関係法令及び条例等
- (6) 財源措置及び将来にわたるコスト計算

2 議会は、予算案及び決算の審議に当たっては、前項の規定に準じて、施策別又は事業別の政策説明資料の作成及び提出を求めるものとする。

(議決事項の拡大)

第 1 5 条 地方自治法第 9 6 条第 2 項の規定による議会の議決事項については、その拡大に向け、議会の監視機能上の必要性和市長の政策執行上の必要性を比較考量の上、別に定めるものとする。

第 5 章 議員間の自由討議等

(議員間の自由討議)

第 1 6 条 議員は、議会の権能を発揮するため、議員相互間の自由討議により、議論を尽くして合意形成を図るものとする。

(政策研究会)

第 1 7 条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に関する共通認識及び合意形成を図り、もって政策立案等を推進するため、政策研究会を開催するものとする。

第 6 章 委員会

(委員会)

第18条 委員会は、審査に当たって、資料等を積極的に公開しながら、市民に分かりやすい議論を行うよう努めるものとする。

2 委員会は、その所管に属する事務について、積極的に調査・研究を行い、議案審査に資するとともに、政策立案等を行うよう努めるものとする。

第7章 政務調査費

(政務調査費)

第19条 政務調査費については、別に条例で定める。

2 会派は、政策立案等、調査・研究等に資するため、政務調査費を活用するとともに、その用途を明らかにしなければならない。

第8章 議会及び議会事務局の体制整備

(議員研修)

第20条 議会は、議員の政策立案等に係る能力の向上を図るため、議員研修の充実・強化に努めるものとする。

(議会事務局)

第21条 議会は、議員の政策立案等を補助する組織として、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実・強化、組織体制の整備を図るよう努めるものとする。

2 議長は、議会事務局の体制整備のため、大学等の研究機関並びに専門的な知識及び経験を有する者の積極的な活用を図ることができる。

(予算の確保)

第22条 議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を充実するため、必要な予算の確保に努めるものとする。

(議会図書室)

第23条 議会は、議員の調査・研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その機能の強化に努めるものとする。

(議会広報の充実)

第24条 議会は、議会の活動について、市民に対し、分かりやすく周知しなければならない。

2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、より多くの市民が議会と市政に関心を持つよう広報活動を行うものとする。

第9章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(政治倫理)

第25条 議員は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その信託にこたえるため、政治倫理の確立と向上に努めなければならない。

2 議員の政治倫理に関しては、別に条例で定める。

(議員定数)

第26条 議員の定数は、別に条例で定める。

2 委員会又は議員は、議員定数条例の改正議案を提出しようとするときは、明確な改正理由を付して提出するものとする。

3 前項に規定する提出に当たっては、公聴会制度及び参考人制度の活用等により、市民の意見の聴取及び反映に努めるものとする。

(議員報酬)

第27条 議員報酬は、別に条例で定める。

- 2 委員会又は議員は、議員報酬条例の改正議案を提出しようとするときは、明確な改正理由を付して提出するものとする。
- 3 前項に規定する提出に当たっては、公聴会制度及び参考人制度の活用等により、市民の意見の聴取及び反映に努めるものとする。

第10章 議会改革等

(議会改革)

第28条 議会は、公正、透明で市民に開かれた議会の実現のため、継続して議会改革に取り組むものとする。

(最高規範性)

第29条 この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等を解釈し、又は制定し、若しくは改廃するに当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

(見直し手続)

第30条 議会は、議員の一般選挙後、速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを検討するものとする。

- 2 議会は、前項の規定による検討の結果に基づき、必要に応じて適切な措置を講じるものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。